

ディスクロージャー

■ 信頼への“絆” ■

2016年 あづまの経営現況



いま いま お客さまの現在に寄り添い、あした あした ひら ひら 明日を拓くパートナー



東信用組合

ごあいさつ

組合員の皆様方には、平素より、東信用組合に対しまして、格別のご愛顧・お引き立てを賜り誠にありがたく厚く御礼申し上げます。

この度、当組合に対するご理解を一層深めていただくため、平成27年度のディスクロージャー誌を作成しましたので、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

平成27年度の経営環境は、前半は景気回復の足取りが緩やかながらすすんだように見えてましたが、平成28年1月には世界経済の先行懸念を背景に、株式・為替市場の動揺が起り、これを抑える狙いで同年2月に発動された日本銀行のマイナス金利政策は、その評価が分かれることとなり、実体経済も方向感が定まらない状況となりました。また景況感には個人差があるとしましても、中小企業白書（2016年版）によれば、「中小企業の売上高は伸び悩み、人手不足と設備老朽化、経営者の高齢化」等が依然として課題となっております。

当組合におきましても、平成27年度は非常に厳しいものがございました。預金は、前期末残高対比で増加し339億円となりました。貸出金は、資金需要の低減から新規融資分が伸び悩み、前期末残高対比で減少し134億円となりました。さらに超低金利局面が続き、資金運用収益が低下する中、期中を通じて経営管理や経費削減等に努めました。

この結果、税引後当期純利益16百万円を計上することができ、当組合の「財務の健全性」「収益性の向上」が図られました。財務健全性の指標である金融再生法開示債権比率（不良債権比率）は前期よりさらに低下し平成28年3月末現在3.49%となり、自己資本比率は11.52%と高水準にあります。

当組合が地元で長く営業させていただけるのも、組合員の皆様方、お客様方のあたたかいご支援の賜物と深く感謝しております。これからも役職員は、創業の精神を忘れずに、協同組織金融機関としての役割、使命を胸に刻み、お客様のお役にたつ金融サービスのご提供に努めてまいります。何卒、皆様方には当組合に対する一層のご理解と、倍旧のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

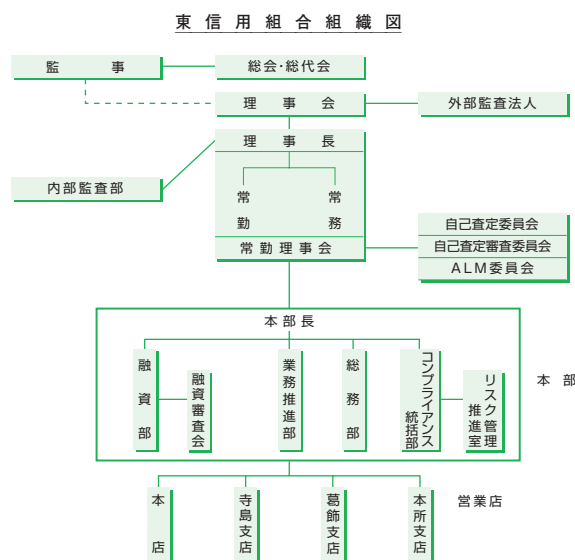
平成28年6月

あづま
東信用組合
理事長 伊藤 英郎

組合概要

名称 東信用組合
所在地 〒130-0001
東京都墨田区吾妻橋1丁目5番3号
電話番号 03-3622-7156
設立 昭和27年12月19日
預金積金 339億7千6百万円
貸出金 134億9千5百万円
出資金 2億4百万円
役職員数 50人
店舗数 墨田区3店舗
葛飾区1店舗
平成28年3月31日現在

* 事業の組織



* 店舗一覧表 (事務所の名称・所在地) (自動機器設置状況)

店名	住所	電話	ATM
本店	〒130-0001 東京都墨田区吾妻橋1丁目5番3号	03(3622)7151	1台
寺島支店	〒131-0032 東京都墨田区東向島6丁目26番9号	03(3619)4021	1台
葛飾支店	〒124-0003 東京都葛飾区お花茶屋1丁目28番8号	03(3603)2531	1台
本所支店	〒130-0021 東京都墨田区緑2丁目14番8号	03(3632)7141	1台

地区一覧

墨田区 葛飾区 江東区 江戸川区 台東区
足立区 中央区 荒川区 千代田区

事業方針

■ 基本方針

東信用組合は、組合員をもって組織する地域信用組合として、地域内の中小規模の事業者、勤労者、その他の方々の経済活動を、「相互扶助の理念」に基づき、一人ひとりの顔が見えるキメ細かなお取引を通じて実現し、組合員の経済的地位の向上をはかり、地域社会の発展に貢献することを基本方針とします。

■ 経営方針

1. 事業の経営は、健全経営を信条として行います。
2. 事業の決定は、組合員・顧客本位を優先させて行います。
3. 地域密着と小口多数取引による取引基盤の強化を推進します。
4. リスク管理態勢の整備・充実を確立します。
5. 法令等遵守（コンプライアンス）とわかりやすい「ディスクロージャー」の徹底による地域の信頼と信用の確立を図ります。
6. 人事は、人間性・能力を尊重した実力主義を推進します。
7. 東信用組合は倫理綱領の徹底した推進を行います。

■ 経営姿勢と考え方

当組合は、今後ますます熾烈化する経済環境に対応するため、自己資本の充実・不良債権の回収と償却・経営コストの低減・取引先のサービス向上等による経営体質の強化に徹し、良質な資金の供給に努め、皆様のお役に立つ組合活動の実践と信用組合に課せられた使命の達成に邁進します。

1. 地域密着化と全戸多数取引を積極的に推進します。
2. 年金・相談・経営等に関する知的サービスの向上を推進します。
3. すべての融資は、取引先の健全な繁栄とあわせて当組合の健全な発展を図るため、情実を排して厳正にして公平かつ親切を旨とし、信組特有の環境にやさしく利用者の立場を尊重し適確・迅速かつ円滑に取扱います。
4. コストの低減とサービス向上を図るため、役職員全員の能力向上に努め全員精鋭主義の実現を推進します。
5. 組合員と組合役職員相互の親和と団結強化を推進します。

*

平成27年度 経営環境・事業概況

● 金融経済環境

平成27年度の日本経済は、平成27年4月に株価が2万円を突破、日本銀行は期中を通じて景気は緩やかな回復が続いていると報じておりますが、同10月から12月はマイナス成長となり、その後も一進一退で推移、平成28年1月以降は株価が下落、同2月には日本銀行はこれまでの「質的・量的金融緩和」に加え、銀行等が保有する日銀当座預金にマイナス金利を適用する施策に踏み出し、為替相場は国内外金利差が拡大する観測から乱高下、平成28年3月末の株価は16,000円台で終わりました。

金融業界におきましては、平成27年9月マイナンバー法が成立、同11月日本郵政グループ3社が東京証券取引所に上場を果たし、政府の「一億総活躍社会」構想の一方で顕在化しつつある少子高齢化社会をにらんだ地方銀行の再編が続きました。相続税制改定を受けた相続対策、事業承継対策も課題となっています。

● 業績

このような経済金融環境のもと、当組合は預金・貸出金を通じた金融機能の発揮に努め、地元重視の路線を堅持して営業活動を行いました。

当組合の預金につきましては、超低金利環境下で預金金利も低下し有利さが薄くなっている中、預金者の相続等の影響もあり定期預金等は減少、逆に普通預金は持続的に増加、平成28年3月末の預金残高は前期（平成27年3月末）対比9千2百万円増加し339億7千6百万円となりました。

貸出金につきましては、個人、法人・事業先向けの課題解決型融資に積極的に取組みましたが、中長期的に中小企業等の設備・運転資金融資ニーズは弱く、平成28年3月末の貸出金残高は前期（平成27年3月末）対比4億9千万円減少し134億9千5百万円となりました。その中で、金融円滑化対応は堅持しつつ、事業者のご要望にあわせ経営改善支援に努め、地域で創業される事業者向け小規模創業融資はこれまで以上に取組みました。さらに不良債権の整理・回収をすすめ、

この結果、平成28年3月末の金融再生法開示債権比率（不良債権比率）は、前年度比1.26%減少し3.49%となり貸出資産の健全性は強化されました。

余裕資金運用として国債等有価証券運用を行っておりますが、従来から信用リスクの高い株式や債券は保有しておらず、運用環境が厳しい中、年間を通じて金利リスク・価格変動リスクを見ながら新規購入をすすめ、平成28年3月末の有価証券残高は64億6千4百万円となりました。

収益につきましては、貸出金残高の減少と運用における超低金利局面が続くことから、資金運用収益は前期よりも低下しました。しかしながら経営管理、経費削減等に努め、有価証券売却益や貸倒引当金の戻り益も得て、平成27年度の税引後当期純利益1千6百万円を計上することができました。

なお財務の健全性の指標である自己資本比率は、新自己資本比率規制（バーゼルⅢ）に基づき算定しており、平成28年3月末の当組合の自己資本比率は、前年度比0.11%低下して11.52%となりましたが依然として高水準であります。

● 事業の展望及び当組合が対処すべき課題

平成28年2月のマイナス金利政策など、デフレ脱却に向けた日本銀行の金融緩和、超低金利政策は今後も変わらずに続くと考えられており、平成28年度以降の当組合の貸出金や余裕資金の運用はさらに厳しくなることが予想されます。こうした中、当組合は、平成28年4月中期2ヵ年計画を策定し、収益確保ばかりか、お客様・組合員様の資産形成、創業支援、経営改善支援、事業承継支援でお役にたち、それをもって持続可能な信用組合となることを目標としました。

皆様のご経営や暮らしを金融面でお手伝いをする信用組合として、平成28年度の経営課題も、引き続き「経営に、暮らしに役立つ、親しい信用組合となって地域に貢献すること」であります。その基盤は「財務の健全性の確保」、「適正なる収益」、「リスク管理態勢の整備・確立」にあると考え、役職員一丸となって取り組んでまいります。

当組合のあゆみ（沿革）

- 昭和28年1月／墨田区吾妻橋の現本店において開業
- 昭和31年10月／中小企業金融公庫代理貸付取扱開始
- 昭和32年1月／商工組合中央金庫代理貸付取扱開始
- 昭和32年12月／国民生活金融公庫代理貸付取扱開始
- 昭和38年7月／墨田区東向島に寺島支店開店
- 昭和41年3月／住宅金融公庫代理貸付取扱開始
- 昭和41年5月／葛飾区お花茶屋に葛飾支店開店
- 昭和51年12月／墨田区緑に本所支店開店
- 昭和54年2月／共同オンラインシステム加入稼働開始
- 平成10年10月／全国信用組合中央協会より優良組合として表彰をうける。

- 平成15年1月／創立50周年を迎える。(50周年式典開催)
- 平成25年1月／創立60周年を迎える。(60周年式典開催)
- 平成25年2月／でんさい（電子記録債権）ネットワークに加盟、サービス開始

- お客様・組合員様にご愛顧をいただき営業を続けております。東信用組合は、引き続き安心・安全な信用組合として優れた金融サービスのご提供に努めてまいります。これからも変わらぬご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

トピックス

- 平成27年9月／「平成27年度全国しんくみの日週間」（9月1日～9月7日）では、期間中全店ともにご来店のお客様に「お花の種」をご進呈させていただきました。また9月3日には職員が営業所周辺の道路の清掃活動をさせていただきました。
- 平成27年10月／あづま年金友の会日帰りバス旅行『世界遺産 富岡製糸場ご見学の旅』（全店舗）を実施いたしました。
- 平成27年10月／「東北新幹線 新型車両で行く、青森・函館 2泊3日の旅」（全店舗）を実施いたしました。
- 平成27年11月／新宿NSビルにて、関東圏の信用組合を中心に「しんくみ食のビジネスマッチング展」が開催されました。全国から208の食品販売事業者様が集い、4,300名以上の組合員様にご来店お買い物されました。

● 経営塾、経営相談会の開催

- (1) 27年11月、お取引先の経営者様・管理者様をお招きし、中小企業診断士 上田正敏先生を講師として「経営塾」（テーマ「経営者の知って得する事業承継の考え方、すすめ方」）を開催いたしました。
- (2) 27年度も年間を通じて、中小企業診断士の先生方による「経営相談会」「お客さま訪問経営相談」を毎月1回実施いたしました。
- (3) お客様のご要望に応じて、中小企業診断士グループによる「総合経営診断」改善提案を1件実施しました。
- (4) 28年3月 中ノ郷信用組合と合同で「創業入門セミナー」を開催いたしました。

** 地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、墨田区・葛飾区ほかを営業地区とし、地元の中小企業経営者や自営業者、住民の方々に組合員となっただけ、お互いに助け合い、発展していくという「相互扶助の理念」に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。中小企業経営者、自営業者、住民一人ひとりのお顔が見えるキメ細かな取引を基本としてお

り、常に組合員、地元の皆様の事業のご発展や生活の質の向上に貢献すべく、組合員・顧客の利益を第一に考えることを活動の基本としております。また、地域社会の一員として、東信用組合の経営資源を活用し、“地域社会の生活の質”や“文化の向上”に積極的に取り組んでおります。

** 融資を通じた地域へのお役立ち

- (1) 法人・個人向けご融資（先数と金額）
28年3月末現在貸出金134億円の内訳
○法人・事業者向け事業性融資（設備資金・運転資金）
貸出先数 341先
貸出金額 66億9千万円（1先あたり19百万円）
(49.65%)
○個人向け融資（住宅・消費等）
貸出先数 485先
貸出金額 68億円（1先あたり14百万円）
(50.4%)

(2) 東京都・墨田区・葛飾区の制度融資の取組状況
当組合は、東京都や墨田区・葛飾区の中小企業向け制度融資を取扱っております。東京都や墨田区・葛飾区の制度融資は、原則、無担保・固定低金利というメリットがありますので積極的にご利用をおすすめしております。28年3月末現在では、東京都制度融資60件3億円、墨田区・葛飾区の制度融資249件5億8千万円の残高となっております。

- (3) 小口融資の推進
お客さまにとって有利な制度融資につきましては、小口多数ご利用をいただいております。墨田区・葛飾区の制度融資では1件あたり残高227万円と小口です。当組合は、ご融資金額の大小にかかわらず「お客さまのお役に立つことを第一」に考えて取り組んでおります。
- (4) 問題解決型融資の推進
お客様の金融面での悩みごとや今後のご希望・ご計画などを親身におうかがいし、事業性融資ばかりか、不動産売買、賃貸、建築、事業承継、法人個人間借入金の整理、新事業展開、独立など、問題解決につながる融資に努めております。
- (5) 創業の支援
当組合は、低金利で有利、専門家による経営サポート（創業計画の作成と経営相談）もある東京都「女性・若者・シニア創業サポート制度」の創業融資に積極的に取り組んでいます。

** 預金を通じた地域へのお役立ち

信用組合は、設立当初から「足の金融機関」と言われておりますが、どんなに時代がかわっても、「貯蓄」はいざという時の助け。そのため当組合は、月掛け・完全集金の「定期積金」を推進しております。お客さまには、地区担当の得意先係が、雨の日も風の日もご集金にお伺いしており、お客さまと二人三脚だから、確実にお金が貯まり、満期時は皆様に喜んでいただいております。集金サービスについては、現在取りやめている金融機関が

多くありますが、東信用組合は、お客さまとの絆、信頼関係をむすぶものとして、定期積金集金を堅持しております。

4店舗はご預金からご融資、代理業務まで行う総合店舗でございます。各店には得意先係も配して、お客さまにきめ細かいサービスをご提供しております。

キャッシュカード利用時間内は、常に当組合職員が有人対応させていただいております。

** 信用組合の社会的責任

信用組合の社会的責任は、地域のお客さまに安定的に金融サービスをご提供し続けることと考えており、組合も役職員も地域住民のひとりとして、地域社会に貢献することに努めております。信用組合業界全体の取組みとしましては、毎年9月に「しんくみの日週間」を設け、各組合独自の社会貢献活動を展開しております。

文化的・社会的貢献に関する活動

東信用組合は、地域の皆さまに愛され信頼される金融

機関として、地元イベント行事（祭礼・町内会行事他）への参加や協賛活動を積極的に行い、心と心が触れ合う豊かな社会の維持・発展に貢献しています。本店は「牛嶋神社祭礼」、寺島支店は「長浦神社祭礼、節分」「地元町会の夏の縁日イベント」、葛飾支店は「香取神社秋季祭礼」、「お花茶屋ふるさと祭り」、本所支店は亀戸神社祭礼の「地元町会の模擬店お祭り広場」など、営業店職員が積極的に参加させていただいております。

* 苦情処理措置

(1) 苦情相談窓口の設置

東信用組合では、お客さまからのご要望等（ご契約や商品に関する相談・苦情を含む）にお応えするため、「お客様相談窓口」を設置しております。ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または本部お客様相談窓口にお申しつけください。なお、苦情等対応手続については別途リーフレットをご用意しておりますのでお申しつけいただくか、当組合のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス

<http://www.azuma.shinkumi.jp/>

東信用組合 本部 「お客様相談窓口」

電話番号：03-3622-7156

受付日：月曜から金曜

（祝日および組合の休業日は除く）

時間：午前9時～午後5時

(2) 紛争解決措置

苦情内容等から難しいお話し合いにすすみました場合、紛争解決のため、右記の弁護士会窓口をご利用いただくことも可能です。ご利用を希望されるお客さまは、当組合「お客様相談窓口」または右記「しんくみ相談所」までお申し出ください。またお客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申出について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続をすすめる方法もあります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

東京弁護士会 紛争解決センター

（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター

（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター

（電話：03-3581-2249）

【窓口：一般社団法人

全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日

（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031

東京都中央区京橋1-9-1

（全国信用組合会館内）



理事長／伊藤 英郎
常勤理事
融資部長／橋本 進
監事／菅沼 幸治

常務理事
総務部長・
業務推進部長
／川村 実
理事／森 八一
監事／清水 秀雄

常勤理事
内部監査部長／風戸 健一
理事／池田 恵治

(注) 当組合は、職員出身者以外の理事2名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

* リスク管理体制・法令等遵守体制

金融の自由化、国際化にともない、金融機関を取り巻きさまざまなリスクが増大している中、信用組合がお客様からの信頼にお応えするためには、各種リスクを的確に把握、管理することによって、安定した経営を行なう必要があると考えております。

東信用組合は、リスク管理を経営上の最重要課題と位置付け、各種リスク管理規程を整備し、担当部署を定め、各種リスクの所在や増減について注意を払い、必要な場合削減策をとるなど信用組合に相応しい「リスク管理体制」をとっております。

また、地域信用組合という公共性の観点から、業務を行う役職員の「法令等遵守」(コンプライアンス)には特に配慮し、「法令等遵守」を基盤とする業務運営を行っております。

【リスク管理体制】

1. 信用リスク管理

貸出に関する基本的な経営方針(クレジットポリシー)に従い、大口融資は抑制的に対応し小口融資を推進しております。審査にあたっては営業推進部門から独立した本部融資部において、特定顧客・業種に偏ることのないよう客観的・厳正な審査を行っています。また、信用リスク管理規程に基づき、顧客訪問などによる貸出事後管理にも留意しております。貸出金など債権の自己査定については、相互牽制が図れるように本部に「自己査定審査委員会」を設置し、一次自己査定結果を適正に検証しております。顧客保護等の観点から、「借り手に対する説明義務規程」を定め、融資に際して適正な説明を行うように努めております。お客さまの立場に立って、積極的に金融円滑化対応をすすめております。また「経営者保証ガイドライン」についても周知・徹底しております。

2. 市場リスク・流動性リスク

余裕資金の運用はリターン(収益)をもたらしますが、当組合は過度な市場リスク(価格変動リスク、金利リスク)はとらない方針で臨み、運用結果については定期的に理事会に報告しております。またALMシステムにて有価証券の現在価値や金利リスクについても適切に把握しております。流動性リスクについては、地域における信頼を通じた安定的な資金調達力が流動性資金確保のための基盤と考え、預貸金の動向を常にチェックし、資金繰りに万全を期す支払準備資金の維持に努めております。平成27年4月事業継続計画(BCP)を改定しました。

3. 事務リスク・システムリスク等オペレーショナル・リスク

事務リスクについては、堅確な事務処理を行なうため、内部事務規程を整備し、会議・研修等で職員への周知・徹底、指導をしております。また顧客説明、相談・苦情対応、顧客情報管理の態勢整備に努めております。システムリスクについては、信用組合の共同センターに加入し、システムの安

全性、障害の未然発生防止を図っております。その他のオペレーショナル・リスクについても規程を定めております。信用リスクからオペレーショナル・リスクまで統合的にリスク管理を行うためリスク管理推進室をしております。預金保険法改正に伴い、平成27年5月「預金保険事故対応マニュアル」を改定しました。

4. ALM管理

資産・負債にかかる期間ギャップ、金利リスク、収益予想、VaR(最大損失)など、ALM(資産・負債総合管理)手法によって、リスク管理を行っております。

5. 内部監査体制

当組合における内部監査は、当組合の業務運営の適正性を確保するために、内部管理態勢、金融円滑化態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等及び各種リスク管理態勢の有効性を評価し、改善を促すことを目的として、組合のすべての業務と組織(本部・営業店)を監査対象として内部監査部が実施しています。

6. 外部監査

当組合は外部監査を必須とする特定信用組合ではありませんが、新日本有限責任監査法人に任意監査を依頼し実施しています。

7. 経営管理

当組合は、昭和32年以降一貫して監事も理事会に出席して発言・審議するなど透明性の高い、相互牽制がとれる経営管理を行っております。

【法令等遵守体制】

法令等遵守体制を整備・確立する指針として「法令等遵守基本方針」「法令等遵守規程」を定め、組織としては営業店・本部に「コンプライアンス担当者」、統括部署たる「コンプライアンス統括部」を設置しております。具体的実践の手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を全役員に配布し、年度毎に「コンプライアンス実施計画」をたて、コンプライアンス会議や研修会、自己行動チェックなど、コンプライアンス向上に努めております。

お客様からの苦情・相談には、本部コンプライアンス統括部が窓口となり、営業店では「苦情・相談対応マニュアル」に従い、適切にお客様へ対応できる体制をとっております。平成20年1月には「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」を定め、反社会的勢力との取引遮断方針を明確化しました。反社会的勢力対応の規程類を整備し、反社会的勢力対応研修会も定期的に開催しております。また定期的に新しい法務知識を加えて「コンプライアンス・マニュアル」を改定しております。

報酬体系について

●対象役員

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a.決定方法 b.支払手段 c.決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	12	25
監 事	2	5
合 計	14	30

- (注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
 2. 支払人数は、理事7名、監事3名です。
 3. 使用人兼務理事3名の使用人分の報酬（賞与を含む）は、9百万円です。
 4. 上記以外に支払った役員賞与金はありません。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成27年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
 2. 連結子法人等はありません。
 3. 「同等額」は、平成27年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 4. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なりステイクを引き起こす報酬体系はありません。

顧客保護等管理方針

1. お客さま保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下「法令等」といいます。）を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下「商品等」といいます。）を利用し又利用しようとする方（以下「お客さま」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客さまへの説明について

当組合は、法令等を遵守して、お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまの取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

3. お客さまからのご相談・苦情等の対処について

当組合は、お客さまからのご相談・苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客さまのご理解が得られるように努めます。

「お問合わせ窓口」

東京都墨田区吾妻橋 1-5-3

東信用組合 本部（コンプライアンス統括部） 電話番号 03-3622-7156

（受付時間：午前9時から午後5時まで ただし当組合の休業日を除く）

4. お客さまの情報管理について

- (1) 当組合は、お客さまの情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客さまにお示しした利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。
 (2) 当組合は、お客さまの情報の正確性の維持に努めるとともに、お客さまの情報への不正なアクセスや情報の流出のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。

5. 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客さま情報の取扱いやお客さまへの対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客さまの情報及びお客さまへの対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。

なお、お客さまからのご相談・苦情等については、当組合の各営業店のほか、次のお問合わせ窓口までお申し出ください。

* 自己資本の充実の状況

(単位：千円)

項 目	平成26年度	経過措置による不算入額		
		平成27年度	経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	1,938,111		1,946,772	
うち、出資金及び資本剰余金の額	204,999		204,999	
うち、利益剰余金の額	1,741,309		1,749,970	
うち、外部流出予定額(△)	▲8,198		▲8,197	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	10,560		9,379	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	10,560		9,379	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	234,930		208,826	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,183,601		2,164,978	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	202	808	647	970
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	202	808	647	970
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	202		647	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	2,183,399		2,164,331	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	17,923,896		17,968,550	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	430,882		431,045	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	808		970	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲150,000		▲150,000	
うち、上記以外に該当するものの額	580,074		580,074	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	838,887		808,712	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	18,762,783		18,777,262	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)÷(ニ))	11.63%		11.52%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

1. 自己資本調達手段の概要 (平成27年度末現在)

当組合の自己資本につきましては、当組合が積み立てているもの以外は、地域のお客様による出資金にて調達しております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。繰延税金資産につきましては計上していません。なお、将来の自己資本の充実策については、年度毎にかかげる業務計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

組合員の推移

区 分	平成26年度	平成27年度
組合員数	9,379人	9,257人
個人	8,559人	8,464人
法人	820人	793人
出資金	204,999千円	204,999千円
個人	175,341千円	175,016千円
法人	29,658千円	29,983千円

出資配当率

平成26年度	平成27年度
4%	4%

* 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収益	616,871	571,366	473,901	500,437	477,323
経常利益	38,429	4,897	▲63,843	15,313	20,739
当期純利益	36,448	2,947	▲65,850	15,078	16,858
預金積金残高	34,385,019	33,941,614	33,991,403	33,884,354	33,976,822
貸出金残高	14,088,851	14,007,662	13,660,128	13,993,696	13,495,875
有価証券残高	2,686,139	1,328,197	2,533,688	5,205,423	6,464,044
総資産額	37,314,167	36,847,598	36,743,169	36,705,014	36,941,520
純資産額	2,490,556	2,443,790	2,374,158	2,433,342	2,556,398
自己資本比率(単体)	13.46 %	13.43 %	13.13 %	11.63 %	11.52 %
出資総額	203,388	204,127	204,724	204,999	204,999
出資総口数	2,033,880 □	2,041,272 □	2,047,248 □	2,049,998 □	2,049,998 □
出資に対する配当金	8,104	8,142	8,175	8,198	8,197
職員数	53 人	51 人	49 人	48 人	46 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」については、平成18年度計数より金融庁告示第22号により算出してあります。

1店舗当りの預金および貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	平成26年度末	平成27年度末
1店舗当りの預金残高	8,471	8,494
1店舗当りの貸出金残高	3,498	3,373

職員1人当りの預金および貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	平成26年度末	平成27年度末
職員1人当りの預金残高	705	738
職員1人当りの貸出金残高	291	293

* 主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金は取扱っておりません。

B. 貸出業務

(イ) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

売買業務を行っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として外国送金その他の外国為替取引業務を行っております。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 有価証券の貸付業務

(ハ) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(ニ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ホ) 株式払込金の受入代理業務

(ヘ) 貸金庫業務

(ト) 電子債権記録業に係る業務

平成27年度決算時における金融再生法開示債権及びリスク管理債権について

当組合の不良債権の開示は、不良債権に対する担保・保証額と貸倒引当金額を合計して、保全率を明らかにしております。27年度における不良債権の保全率は金融再生法開示債権・リスク管理債権ともに98.2%で高い保全状況になっております。重度の不良債権（金融再生法開示債権で言えば危険債権、破産更生債権など）につきましては、個別貸倒引当金100%引当てしております。いわゆる不良債権比率（金融再生法開示債権÷総債権）は、3.49%と低くなっております。

経営環境の変化により業況が悪化、事業継続にご苦心されているご融資先に対しては、信用組合らしいご支援を心掛けますとともに、会計的には、適正な償却・引当を行うことによって、金融機関としての「健全性」を確保しております。

* ■ 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：千円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成26年度	176,550	109,982	66,567	176,550	100.0	100.0
	平成27年度	135,541	85,152	50,388	135,541	100.0	100.0
危険債権	平成26年度	340,869	275,812	65,057	340,869	100.0	100.0
	平成27年度	279,870	224,251	55,619	279,870	100.0	100.0
要管理債権	平成26年度	150,120	78,130	2,188	80,318	53.5	3.0
	平成27年度	57,371	48,916	148	49,064	85.5	1.7
不良債権計	平成26年度	667,541	463,924	133,814	597,739	89.5	65.7
	平成27年度	472,782	358,319	106,155	464,475	98.2	92.7
正常債権	平成26年度	13,375,034					
	平成27年度	13,070,336					
合 計	平成26年度	14,042,575					
	平成27年度	13,543,118					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
 5. 「担保・保証等 (B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 6. 「貸倒引当金 (C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
 7. 金額は決算後（償却後）の計数です。

* ■ リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：千円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) (B+C)/(A)
破綻先債権	平成26年度	23,094	23,094	—	100.0
	平成27年度	—	—	—	100.0
延滞債権	平成26年度	453,195	321,570	131,625	100.0
	平成27年度	415,331	309,323	106,007	100.0
3か月以上延滞債権	平成26年度	—	—	—	—
	平成27年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成26年度	150,120	78,130	2,188	53.5
	平成27年度	57,371	48,916	148	85.5
合 計	平成26年度	626,411	422,794	133,814	88.8
	平成27年度	472,702	358,239	106,155	98.2

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
 2. 「延滞債権」とは、上記1. および債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
 3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金（上記1. および2. を除く）です。
 4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1. ～3. を除く）です。
 5. 「担保・保証額 (B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
 6. 「貸倒引当金 (C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
 7. 「保全率 (B + C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

貸出金償却及び引当状況について

* ■ 貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	平成26年度	平成27年度
貸出金償却額	—	—

* ■ 貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

項 目	平成26年度		平成27年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	10,560	▲1,131	9,379	▲1,180
個別貸倒引当金	131,625	▲27,529	106,007	▲25,618
貸倒引当金合計	142,185	▲28,670	115,386	▲26,799

(注) 当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

■ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：千円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		平成26年度	平成27年度
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度		
製造業	4,213	3,960	—	—	▲253	▲3,960	3,960	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	8,869	5,897	—	—	▲2,972	—	5,897	5,897	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	34,061	33,163	—	—	▲897	▲5,481	33,163	27,682	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	80,531	64,801	—	—	▲15,729	▲5,263	64,801	59,538	—	—
物品賃貸業	654	—	—	—	▲654	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	30,834	23,802	—	—	▲7,031	▲10,913	23,802	12,888	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	159,164	131,625	—	—	▲27,539	▲25,618	131,625	106,007	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	159,164	131,625	—	—	▲27,539	▲25,618	131,625	106,007	—	—

1. 貸出金償却は、損益計算書の「貸出金償却」と一致します。

2. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

● 貸借対照表注記事項

- 以下の注記の記載金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成13年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 259百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 839百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出いたしました。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 71百万円
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 7年～65年
その他 3年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、当組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、当組合が定めている償却・引当の計上基準規程に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、本部及び営業店が資産査定を実施し、当該部署から独立した自己査定審査委員会が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
なお、当組合は、信用組合等により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
(1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成27年3月31日現在）
年金資産の額 384,802百万円
年金財政計算上の数理債務の額と 327,959百万円
最低責任準備金の額との合計額
差引額 56,842百万円
(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
自平成26年4月1日 至平成27年3月31日 0.289%
(3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務費用残高28,599百万円であり、本制度における過去勤務費用の償却方法は期間17年の元利均等償却であります。
なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 80百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 524百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は0百万円、延滞債権額は415百万円であり、
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまで

に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は57百万円であり、
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は472百万円であり、
なお、15から18に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、268百万円であり、
担保に提供している資産は次のとおりであります。
☆ 水道料金取扱いのためにその他資産2百万円、都公金取扱い、全信組連当座貸越契約、代理交換委託等のために預け金924百万円を担保提供しております。
☆ 他に為替決済保証金として預け金700百万円および東京手形交換所に保証金として1百万円を差入っております。
- 出資1口当たりの純資産額は1,247円2銭であります。
- 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また有価証券は主に債券であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスク管理規程等諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また定期的に、理事会にて審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクは、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利変動リスクを管理しております。ALM委員会規程等においてリスク管理方法や手続等を定め、金利変動リスクは理事会等に報告しております。またリスク管理推進室において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従い行われ、運用状況については、総務部より理事会に定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた経済価値は、87百万円減少するものと把握しております。また1パーセンタイル値を用いた経済価値は、132百万円増加するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

- なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
23. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位 百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	15,476	15,561	85
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	199	207	7
その他有価証券	6,253	6,253	—
(3) 貸出金(*1)	13,495		
貸倒引当金(*2)	▲115		
	13,380	13,657	277
金融資産計	35,310	35,680	369
(1) 預金積金(*1)	33,976	35,532	1,555
金融負債計	33,976	35,532	1,555

(*1) 貸出金、預け金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金 (簡便な方法により算出)

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金 (簡便な方法により算出)

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算定結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR, SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金 (簡便な方法により算出)

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(LIBOR)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位 百万円)

区 分	貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式(*1)	10
組合出資金(*2)	150
合 計	160

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金(全信組連出資金)のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位 百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	8,635	6,240	600	—	—
有価証券					
満期保有目的の債券	—	199	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	100	101	101	4,886	1,063
貸出金*	9,790	1,404	713	828	760
合 計	18,526	7,944	1,414	5,714	1,823

*貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。預け金のうち、要求払預金は1年以内に含めております。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位 百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金*	31,127	2,329	458	60	—
合 計	31,127	2,329	458	60	—

*預金積金のうち、要求払預金は1年以内に含めております。

24. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下27迄同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
社 債	199百万円	207百万円	7百万円
合 計	199	207	7

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

該当なし

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
債 券	6,253百万円	5,999百万円	253百万円
国 債	213	200	13
地 方 債	731	700	31
社 債	5,308	5,099	208
小 計	6,253	5,999	253

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

該当なし

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

なお、上記の評価差額から繰延税金負債70百万円を差し引いた額183百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

25. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

26. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

イ. 売却価格 305百万円

ロ. 売却益 5百万円

ハ. 売却損 ー百万円

27. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	100	403	4,886	1,063
国 債	—	—	213	—
地 方 債	—	—	731	—
社 債	100	403	3,941	1,063
合 計	100	403	4,886	1,063

28. 当座貸越契約に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、124百万円であり、すべて任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額 29百万円

退職給付引当金損金算入限度超過額 9

税務上の繰越欠損金 30

その他 20

繰延税金資産小計 90

評価性引当額 ▲90

繰延税金資産合計 —

繰延税金負債

有価証券評価差額金 70

繰延税金負債合計 70

繰延税金負債の純額 70百万円

* 損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成26年度	平成27年度
経常収益	500,437	477,323
資金運用収益	438,272	418,640
貸出金利息	320,981	310,621
預け金利息	72,788	54,102
有価証券利息配当金	38,502	47,917
その他の受入利息	6,000	6,000
役務取引等収益	15,874	15,390
受入為替手数料	10,937	10,749
その他の役務収益	4,936	4,641
その他業務収益	16,846	15,240
国債等債券売却益	10,357	5,194
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	6,489	10,046
その他経常収益	29,444	28,052
貸倒引当金戻入益	28,670	26,799
償却債権取立益	24	24
その他の経常収益	749	1,229
経常費用	485,124	456,584
資金調達費用	18,743	17,247
預金利息	15,425	14,698
給付補填備金繰入額	3,247	2,479
その他の支払利息	70	69
役務取引等費用	11,478	11,088
支払為替手数料	2,716	2,700
その他の役務費用	8,761	8,387
その他業務費用	75	125
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	75	125
経費	453,241	427,795
人件費	313,171	299,583
物件費	130,213	118,220
税金	9,855	9,991
その他経常費用	1,585	327
貸倒引当金繰入額	—	—
貸出金償却	—	—
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他の資産償却	—	—
その他の経常費用	1,585	327
経常利益	15,313	20,739
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
証券取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	168	2,244
固定資産処分損	168	2,244
減損損失	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	15,145	18,495
法人税・住民税及び事業税	67	1,636
法人税等調整額	—	—
法人税等合計	67	1,636
当期純利益	15,078	16,858
土地再評価差額金取崩額	—	—
繰越金(当期首残高)	31,506	38,111
当期末処分剰余金	46,585	54,970

損益計算書注記事項

- 以下の注記の記載金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 8円22銭であります。

* 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	平成26年度	平成27年度
当期末処分剰余金	46,585	54,970
積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	8,473	8,197
利益準備金	275	—
特別積立金	—	—
普通出資に対する配当金	8,198	8,197
	(年4%の割合)	(年4%の割合)
繰越金(当期末残高)	38,111	46,772

主要な経理・経営の状況を示す指標

* 粗利益

(単位：千円)

科 目	平成26年度	平成27年度
資金運用収益	438,272	418,640
資金調達費用	18,743	17,247
資金運用収支	419,529	401,393
役務取引等収益	15,874	15,390
役務取引等費用	11,478	11,088
役務取引等収支	4,396	4,302
その他業務収益	16,846	15,240
その他業務費用	75	125
その他業務収支	16,771	15,115
業務粗利益	440,695	420,810
業務粗利益率	1.24%	1.18%

- (注) 1. 資金調達費用は、金銭信託等運用見合費用を控除して表示しております。
 2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

業務純益

(単位：千円)

項 目	平成26年度	平成27年度
業務純益	▲9,034	▲5,174

- (注) 業務純益 = 業務収益 - 業務費用
 業務収益 (貸出金利息・預け金利息・有価証券利息配当金・役務取引等収益・その他業務収益)
 業務費用 (預金利息等の資金調達費用、役務取引等費用、その他業務費用、人件費、物件費、税金、一般貸倒引当金繰入額)

(注) 行政報告である「決算速報」ベースで記載しております。

主要な経理・経営の状況を示す指標

経費の内訳

(単位：千円)

項目	平成26年度	平成27年度
人件費	309,661	297,772
報酬給料手当	253,393	241,580
退職給付費用	22,227	23,428
その他の	34,041	32,764
物件費	130,213	118,220
事務費	54,401	55,842
固定資産費	16,225	13,992
事業費	17,731	17,088
人事厚生費	1,814	1,691
減価償却費	16,361	15,423
その他の	23,681	14,182
税金	9,855	9,991
経費合計	449,730	425,984

(注) 行政報告である「決算速報」ベースで記載しております。

役務取引の状況

(単位：千円)

科目	平成26年度	平成27年度
役務取引等収益	15,874	15,390
受入為替手数料	10,937	10,749
その他の受入手数料	4,936	4,641
その他の役務取引等収益	—	—
役務取引等費用	11,478	11,088
支払為替手数料	2,716	2,700
その他の支払手数料	1,549	1,433
その他の役務取引等費用	7,212	6,953

* 受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

項目	平成26年度	平成27年度
受取利息の増減	▲6,802	▲19,632
支払利息の増減	▲4,950	▲1,496

(注) 1. 平成27年度受取利息の増減の内訳
 資金運用勘定利息418,640千円(平成27年度) - 438,272千円(平成26年度) = ▲19,632千円
 2. 平成27年度支払利息の増減の内訳
 資金調達勘定利息17,247千円(平成27年度) - 18,743千円(平成26年度) = ▲1,496千円

* 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	26年度	35,496百万円	438,272千円	1.23%
	27年度	35,488	418,640	1.17
うち貸出金	26年度	13,656	320,981	2.35
	27年度	13,631	310,621	2.27
うち預け金	26年度	17,680	72,788	0.41
	27年度	15,939	54,102	0.33
うち有価証券	26年度	4,010	38,502	0.96
	27年度	5,767	47,917	0.83
資金調達勘定	26年度	34,017	18,743	0.05
	27年度	34,096	17,247	0.05
うち預金積金	26年度	34,003	18,673	0.05
	27年度	34,082	17,177	0.05
うち譲渡性預金	26年度	—	—	—
	27年度	—	—	—
うち借入金	26年度	—	—	—
	27年度	—	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(26年度5,730千円、27年度7,205千円)を、控除して表示しております。

* 総資産利益率

(単位：%)

区分	平成26年度	平成27年度
総資産経常利益率	0.04	0.05
総資産当期純利益率	0.04	0.04

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

* 総資金利鞘等

(単位：%)

区分	平成26年度	平成27年度
資金運用利回(a)	1.23	1.19
資金調達原価率(b)	1.37	1.29
資金利鞘(a-b)	▲0.14	▲0.10

その他業務収益の内訳

(単位：千円)

項目	平成26年度	平成27年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	10,357	5,194
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	6,489	10,046
その他業務収益合計	16,846	15,240

資金調達(預金積金)の状況

* 預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

種目	平成26年度		平成27年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	9,210,282	27.0	9,732,576	28.5
定期性預金	24,793,003	72.9	24,349,884	71.4
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合計	34,003,285	100.0	34,082,460	100.0

預金者別預金残高

(単位：千円、%)

区分	平成26年度末		平成27年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	29,921,729	88.3	29,882,175	87.9
法人	3,962,625	11.6	4,094,646	12.0
一般法人	3,945,719	11.6	4,077,262	12.0
金融機関	9	0.0	8	0.0
公金	16,896	0.0	17,376	0.0
合計	33,884,354	100.0	33,976,822	100.0

* 定期預金種類別残高

(単位：千円)

区分	平成26年度末	平成27年度末
固定金利定期預金	21,802,070	21,453,716
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	—	—
合計	21,802,070	21,453,716

財形貯蓄残高

(単位：千円)

項目	平成26年度末	平成27年度末
財形貯蓄残高	—	—

資金運用(貸出金)の状況

* 貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科目	平成26年度		平成27年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	291,723	2.1	239,426	1.7
手形貸付	446,185	3.2	351,391	2.5
証書貸付	12,833,038	93.9	12,977,962	95.2
当座貸越	85,649	0.6	62,881	0.4
合計	13,656,596	100.0	13,631,661	100.0

* 貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

業種別	平成26年度末		平成27年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	1,676,745	11.9	1,648,423	12.2
農業、林業	18,973	0.1	21,385	0.1
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	311,261	2.2	267,956	1.9
電気・ガス・熱供給・水道業	26,320	0.1	18,895	0.1
情報通信業	95,503	0.6	101,568	0.7
運輸業、郵便業	317,116	2.2	302,631	2.2
卸売業、小売業	1,338,187	9.5	1,197,553	8.8
金融業、保険業	100,000	0.7	100,000	0.7
不動産業	1,672,673	11.9	1,684,261	12.4
物品賃貸業	33,293	0.2	32,782	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	59,385	0.4	59,251	0.4
宿泊業	7,880	0.0	3,216	0.0
飲食業	303,395	2.1	318,129	2.3
生活関連サービス業、娯楽業	90,971	0.6	197,919	1.4
教育、学習支援業	—	—	3,330	—
医療、福祉	44,367	0.3	38,443	0.2
その他のサービス	293,376	2.0	283,615	2.1
その他の産業	392,625	2.8	415,033	3.0
小計	6,782,076	48.4	6,694,395	49.6
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	7,211,620	51.5	6,801,480	50.3
合計	13,993,696	100.0	13,495,875	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

* 預貸率

(単位：%)

区分	平成26年度		平成27年度	
	期末	期中平均	期末	期中平均
預貸率	41.29	40.16	39.72	39.99

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

* 貸出金利区分別残高

(単位：百万円)

区分	平成26年度末	平成27年度末
固定金利貸出	1,935	1,987
変動金利貸出	12,058	11,508
合計	13,993	13,495

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

区分	平成26年度末		平成27年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	46,491	3.7	47,678	3.9
住宅ローン	1,182,728	96.2	1,170,668	96.0
合計	1,229,219	100.0	1,218,346	100.0

* 貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区分	平成26年度末		平成27年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	6,204,226	44.3	5,881,562	43.5
設備資金	7,789,470	55.6	7,614,313	56.4
合計	13,993,696	100.0	13,495,875	100.0

* 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：千円、%)

区分	金額	構成比	債務保証見返額	
			金額	構成比
当組合預金積金	平成26年度末	1,126,855	8.0	40,000
	平成27年度末	998,023	7.3	40,000
有価証券	平成26年度末	—	—	—
	平成27年度末	—	—	—
動産	平成26年度末	—	—	—
	平成27年度末	—	—	—
不動産	平成26年度末	10,625,675	75.9	—
	平成27年度末	10,611,611	78.6	—
その他	平成26年度末	—	—	—
	平成27年度末	—	—	—
小計	平成26年度末	11,752,531	83.9	40,000
	平成27年度末	11,609,634	86.0	40,000
信用保証協会・信用保険	平成26年度末	1,162,029	8.3	—
	平成27年度末	955,289	7.0	—
保証	平成26年度末	292,214	2.0	—
	平成27年度末	450,930	3.3	—
信用	平成26年度末	786,922	5.6	—
	平成27年度末	480,021	3.5	—
合計	平成26年度末	13,993,696	100.0	40,000
	平成27年度末	13,495,875	100.0	40,000

(注) しんくみ保証ローンは平成27年度より「保証」欄に計上しております。

資金運用(有価証券等)の状況

* 有価証券種類別平均残高

(単位：千円、%)

区分	平成26年度		平成27年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	178,321	4.4	200,196	3.8
地方債	453,150	11.3	722,677	12.5
短期社債	—	—	—	—
社債	3,368,378	83.9	4,834,628	83.8
株式	10,430	0.2	10,430	0.1
その他の証券	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—
合計	4,010,280	100.0	5,767,932	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

* 有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位：千円)

項目	取得価格または契約価格	時価	評価損益	
有価証券	26年度末	5,110,282	5,205,423	95,141
	27年度末	6,210,307	6,464,044	253,737
金銭の信託	26年度末	—	—	—
	27年度末	—	—	—
デリバティブ等商品	26年度末	—	—	—
	27年度末	—	—	—

(注) 1. 「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会:平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。
2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第5条の7第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等)を組合せた商品です。

* 預証率

(単位：%)

区分	平成26年度		平成27年度	
	期末	期中平均	期末	期中平均
預証率	15.36	11.79	19.02	16.92

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

* 有価証券種類別残存期間別残高

(単位：千円)

区分		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
		国債	平成26年度末	—	—
	平成27年度末	—	—	213,401	—
地方債	平成26年度末	—	—	712,196	—
	平成27年度末	—	—	731,516	—
短期社債	平成26年度末	—	—	—	—
	平成27年度末	—	—	—	—
社債	平成26年度末	101,442	505,859	2,941,756	727,112
	平成27年度末	100,398	403,067	3,941,978	1,063,254
株式	平成26年度末	—	—	—	—
	平成27年度末	—	—	—	—
外国証券	平成26年度末	—	—	—	—
	平成27年度末	—	—	—	—
その他の証券	平成26年度末	—	—	—	—
	平成27年度末	—	—	—	—
合計	平成26年度末	101,442	505,859	3,860,580	727,112
	平成27年度末	100,398	403,067	4,886,895	1,063,254

資金運用(有価証券等)の状況

先物取引の時価情報

該当ありません

オフバランス取引の状況

該当ありません

有価証券の時価情報

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	平成26年度			平成27年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	199	209	9	199	207	7
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	199	209	9	199	207	7
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		199	209	9	199	207	7

- (注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
 3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成26年度			平成27年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	4,398	4,300	98	6,253	5,999	253
	国 債	206	200	6	213	200	13
	地 方 債	712	700	12	731	700	31
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	3,479	3,399	79	5,308	5,099	208
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	4,398	4,300	98	6,253	5,999	253
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	596	599	▲2	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	596	599	▲2	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	596	599	▲2	—	—	—
合 計		4,995	4,899	95	6,253	5,999	253

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
 3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項 目	平成26年度	平成27年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国証券	—	—
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	—	—
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
その他有価証券	160	160
非上場株式	10	10
非上場外国証券	—	—
出 資 金	150	150

売買目的有価証券

該当ありません

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません

その他の業務

国内為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		平成26年度末		平成27年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	13,688	14,308	13,506	11,229
	他の金融機関から	18,468	12,389	18,608	11,045
代金取立	他の金融機関向け	6	4	3	12
	他の金融機関から	238	418	235	385

代理貸付残高の内訳

(単位：千円)

区 分	平成26年度末	平成27年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
商工組合中央金庫	—	—
日本政策金融公庫	—	—
住宅金融支援機構	9,058	6,744
年金資金運用基金	—	—
独立行政法人勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人福祉医療機構	—	—
その他	—	—
合 計	9,058	6,744

公共債引受額

該当ありません

公共債窓販実績

該当ありません

外国為替取扱高

該当ありません

外貨建資産残高

該当ありません

当組合の子会社

該当ありません

(注) 上記「子会社」は、協同組合による金融事業に関する法律第4条の2(信用協同組合の会社の範囲等)に規定する会社です。

経営管理体制

**

法定監査の状況

監 査 報 告 書

私共監事は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第64期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び内部監査部門その他職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び内部監査部門・職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、又本部・本店に訪問し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 当期末(基準日)現在の資産自己査定結果に基づく、いわゆる不良債権(銀行法によるリスク管理債権、貸出金ベース)を監査したところ、破綻先債権はなく、延滞債権は415百万円、3ヶ月以上の延滞債権はなく、貸出条件緩和債権は57百万円、合計472百万円が存在しています。
当組合の償却・引当の計上基準規程に則り、延滞債権については、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額と個別貸倒引当金にて100%保全され、3ヶ月以上の延滞債権及び貸出条件緩和債権については、過去3年間の貸倒実績率をもとにした予想損失率から一般貸倒引当金を引当てております。特に、貸出条件緩和債権は、債務者に有利となる取決めを行った貸出金であり、当該貸出金については返済条件通り履行されています。
- ④ 当組合が期末に保有する有価証券勘定残高6,464百万円は、時価と簿価との差額253百万円を加算した金額であることを確認しました。
- ⑤ 役員退職慰労引当金勘定残高31百万円については調査したところ、期末における役員退職慰労金支給内規に基づき計算された要支給金額が適正に計上処理されていることを確認しました。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- ① 計算書類及びその附属明細書は、当組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- ② 剰余金処分に関する議案は、法令及び定款に適合し、かつ当組合の財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。

平成28年5月24日

東信用組合

監 事 菅沼 幸治
監 事 清水 秀雄

*

独立監査人の監査報告書

協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に準じて、当組合の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第64期の事業年度の事業報告書(会計に関する部分に限る)、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案並びに附属明細書(会計に関する部分に限る)について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

財務諸表の適正性及び 内部監査の有効性について

私は当組合の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第64期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成28年6月20日

東信用組合
理事長 伊藤 英郎

* リスク管理体制

— 定性的事項 —

- 信用リスクに関する事項
- 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- オペレーショナル・リスクに関する事項
- 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 金利リスクに関する事項

●信用リスクに関する事項

リスクの説明	信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のものであると認識し、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」「信用リスク管理規程」等を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理体制を構築しています。
管理体制	
評価・計測	信用リスクの評価につきましては、当組合では厳格な自己査定を実施しております。また信用格付制度、期中モニタリングを行い、融資先の実態把握に努めております。こうした信用リスク管理の状況については、理事会などを通じて経営陣に対して報告する態勢整備をしております。

■貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当金計上基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定し、その結果については監事監査や外部監査法人の監査を受けるなど、適正な計上をしております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、自己資本比率算出におけるリスク・ウェイト基準は、以下の4つの機関のうち2つ以上の格付がある場合、最も小さいリスク・ウェイトから数えて2番目に小さいリスク・ウェイトを採用します。ただし最も小さいリスク・ウェイトが複数の格付に対応する時は、最も小さい格付を採用しています。

国内格付機関	ア	日本格付投資情報センター	イ	日本格付研究所
海外格付機関	ア	Moody's	イ	S & P社

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

■信用リスクの削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要

当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、検討の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、組合が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、組合が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。適格格付機関がA-以上の格付を付与している適格保証人の保証は信用リスク削減手法をとっています。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引はなく、該当事項ありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

証券化をしておりませんので該当ありません。

■証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

証券化をしておりませんので該当ありません。

■証券化取引に関する会計方針

証券化をしておりませんので該当ありません。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化をしておりませんので該当ありません。

経営内容

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明	当組合では、オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当組合に生じる損失にかかるリスク」と考え、具体的には「役職員の不正確な事務処理、あるいは事故・不正等について発生を未然に防止する」ための事務リスク管理を行い、また「コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備、コンピュータの不正使用等に伴い被る損失等の発生を未然に防止し、発生時の影響を最小化する」ためのシステムリスク管理に努めています。また、事務リスク、システムリスクを中心としたオペレーショナルリスクについては理事会等に報告する態勢をとっております。なお、オペレーショナルリスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用しております。
管理体制	
評価・計測	

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

基礎的手法を採用しております。

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明	当組合は、銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたる上場株式は保有しておらず、非上場株式については、上部団体である全国信用協同組合連合会出資金、しんくみ情報サービス株式、しんくみ総合サービス株式を政策的な目的で保有しております。当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に基づき、適正な処理を行っております。
管理体制	
評価・計測	

●金利リスクに関する事項

リスクの説明	金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益に対する影響を指しますが、当組合においては、ALM委員会等で定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢をとっております。 具体的には、一定の金利ショック（100BPV金利上昇やアウトライヤー基準）を想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、ALM委員会等で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
管理体制	
評価・計測	

■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

アウトライヤー基準で開示

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計測手法：預貸金は再評価方式…保有資産・負債の金利更改期を基準とするラダー方式により、基準日時点の現在価値と期間ごとの金利幅の増減を考慮した現在価値との差額を把握する方式
- ・コア預金：対象：流動性預金全般（当座、普通、貯蓄等）
算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額、以上の3つのうち最小の額を上限としています。
満期：5年以内（平均2.5年）
- ・金利感応資産・負債：預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- ・金利ショック幅：99%タイルまたは1%タイル値
- ・リスク計測の頻度：月次（前月末基準）

■金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(単位：百万円)

	平成26年度末	平成27年度末
金利リスク	140	87

(注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利の影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、金利ショック幅を99%タイル値または1%タイル値として算出しております。上記金額は99%タイル値での金利ショックです。

リスク管理体制

— 定量的事項 —

- 自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の充実の状況 P.8 をご参照ください
- 自己資本の充実度に関する事項
- 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項
- 信用リスク削減手法に関する事項
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- 金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額…P.21 をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成26年度		平成27年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	17,923	716	17,968	718
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	17,923	716	17,968	718
(i) ソブリン向け	110	4	100	4
(ii) 金融機関向け	3,336	133	3,208	128
(iii) 法人等向け	10,599	423	10,920	436
(iv) 中小企業等・個人向け	1,111	44	1,093	43
(v) 抵当権付住宅ローン	350	14	313	12
(vi) 不動産取得等事業向け	1,000	40	887	35
(vii) 三月以上延滞等	86	3	49	1
(viii) 出資等	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	250	10	250	10
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	150	6	150	—
(xi) その他	498	19	564	22
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	580	23	581	23
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	▲150	—	▲150	—
⑤ CVA リスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑥中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	838	33	808	32
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	18,762	750	18,777	751

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. (xi) 「その他」とは、(i) から (x) に区分されないエクスポージャーです。具体的には「有形固定資産」「未決済為替貸」が含まれます。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%
 上表のとおり、金融規制上で必要とされる自己資本額（リスクアセット額×4%）は751百万円ですが、当組合の自己資本額は8ページのとおり2,164百万円となっており、充実しております。

関連用語

用語	解説
リスク・アセット	金融機関は、お預けいただいた預金を、おもに貸出金として運用しておりますが、貸出金やその他運用資金も、万が一返済が滞るなどの懸念(リスク)をかかえています。このリスクの大きさに応じて、運用資金に掛目を乗じ、再評価した資産額をリスク・アセットと呼んでおります。
エクスポージャー	エクスポージャーとは、リスクにさらされている運用資産のことを指しており、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

●信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

業種区分 期間区分	エクスポージャー区分 信用リスクエクスポージャー期末残高										3か月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引		その他		平成26年度	平成27年度
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度		
製造業	2,076	2,048	1,676	1,648	400	400	—	—	—	—	0	0
農業	18	21	18	21	—	—	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	311	267	311	267	—	—	—	—	—	—	37	37
電気・ガス・熱供給・水道業	426	318	26	18	399	299	—	—	—	—	—	—
情報通信業	95	101	95	101	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業	1,916	2,902	317	302	1,599	2,599	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	1,338	1,497	1,338	1,197	0	300	—	—	—	—	24	0
金融・保険業	16,714	16,086	100	100	510	510	—	—	16,104	15,476	—	—
不動産業	1,872	1,884	1,672	1,684	200	200	—	—	—	—	39	37
物品賃貸業	33	32	33	32	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	59	59	59	59	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	7	3	7	3	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	303	318	303	318	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	90	197	90	197	—	—	—	—	—	—	—	—
学習、学習支援業	—	3	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	44	38	44	38	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	313	303	313	303	0	0	—	—	—	—	0	0
国・地方公共団体等	2,000	1,900	—	—	2,000	1,900	—	—	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	7,211	6,801	7,211	6,801	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	1,896	1,995	392	415	—	—	—	—	1,503	1,580	—	—
業種別合計	36,732	36,783	14,013	13,515	5,110	6,210	—	—	17,608	17,056	101	75
1年以下	15,897	18,480	9,194	9,768	99	99	—	—	6,604	8,612	—	—
1年超3年以下	8,148	7,943	1,899	1,404	299	299	—	—	5,950	6,240	—	—
3年超5年以下	5,536	1,413	1,796	713	200	100	—	—	3,540	600	—	—
5年超7年以下	631	728	331	428	300	300	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	3,782	4,806	281	405	3,501	4,401	—	—	—	—	—	—
10年超	1,152	1,760	452	760	700	1,000	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	1,584	1,651	60	37	10	10	—	—	1,514	1,604	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	36,732	36,783	14,013	13,515	5,110	6,210	—	—	17,608	17,056	101	75

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことであり、
 3. 上記の「その他」は、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、その他の資産などが含まれます。
 4. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成26年度		平成27年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0	—	2,976	—	2,675
10	—	1,390	—	1,326
20	900	16,782	1,601	16,144
35	—	994	—	894
50	1,003	3	1,504	3
75	—	1,117	—	1,109
100	700	10,673	700	10,684
150	—	56	—	32
250	—	—	—	—
1,250	—	—	—	—
その他	—	131	—	106
合計	2,605	34,126	3,807	32,976

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 4. 区分のうち「その他」は個別貸倒引当金です。

●信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,184	1,014	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、不動産担保、保証などが該当します。当組合が扱う担保には自組合預金積金、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証等がありますが、その手続については、組合が定める事務取扱要領等により適切な事務取扱及び適正な評価を行っています。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続がなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

経営内容 資料編

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

● 証券化エクスポージャーに関する事項

■ オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません

■ 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当ありません

③ 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません

● 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

■ 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	平成26年度		平成27年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	160	—	160	—
合 計	160	—	160	—

(注) 投資信託等の複数の資産とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載します。ただし当組合はいわゆるファンドの運用はしていません。

■ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当ありません

■ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とはその他有価証券の評価損益です。

該当ありません

■ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

該当ありません

手数料一覧

(平成28年6月現在)

種 類		料 金	
振	当組合 本支店	自店宛 5万円未満	0円
		自店宛 5万円以上	216円
	他店宛	他店宛 5万円未満	216円
		他店宛 5万円以上	432円
込	他 行	電信扱 1万円未満	432円
		電信扱 1万円以上5万円未満	540円
		電信扱 5万円以上	702円
送 金	他 行	電信扱	864円
		普通扱(送金小切手)	648円
代 金 取 立	本支店	自店宛	0円
		他店宛	0円
	他 行	同一交換所における手形	216円
		その他地域	至急扱
普通扱	864円		
そ の 他	振込・送金・取立手形の組戻料		648円
	地方分不渡手形返却料		648円
	取立手形店頭呈示料		864円

種 類		料 金
当座預金	小切手帳 1冊(50枚)	432円
	約束手形帳 1冊(25枚)	540円
	マル専口座取扱手数料(割賦販売通知書1枚)	3,240円
	マル専手形 (1枚につき)	270円
自己宛小切手		540円
通帳再発行		540円
ローンカード新規発行		0円
ローンカード再発行		1,080円
キャッシュカード再発行		540円
証明書発行手数料	残高証明書 1通	216円
	融資証明書 1通	1,080円
	支払利息証明書 1通	540円
貸金庫	Aタイプ 180×280×400	年間 7,560円
	Bタイプ 120×280×400	6,480円
	Cタイプ 90×280×400	5,400円
両替手数料	1件あたり 100枚以下	0円
	1件あたり 300枚以下	108円
	1件あたり 500枚以下	216円
	1件あたり 2,000枚以下	432円
1件あたり 2,001枚以上		500枚毎に216円加算
ATM手数料(払戻1回につき) 当組合カード 他金融機関カード		
平日18時まで(土曜14時まで)		0円 108円
平日18時以降(土曜14時以降)		0円 216円
日曜日・祝祭日・12月31日		108円 216円

(上記の手数料には消費税を含んでいます)

信用組合と総代会制度について

1. 総代会制度

信用組合は協同組織金融機関であり、組合員は出資口数に関係なく、ひとり1票の議決権を持ち、組合員の総意により組合の意思を決定する機関として「総会」が設けられています。

当組合には9,257人（先）もの取引先が組合員となられており（平成28年3月現在）、組合員の総数が法定数（200名）のこえる組合については、法令の定めにより総会に代わるべき「総代会」を設けることが認められており、当組合をはじめ大多数の信用組合はこの総代会を採用しています。

この「総代会」は、信用組合の決算事項の承認、定款変更、役員（理事・監事）選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関であり、組合員各位のご意見を適正に反映できるよう、組合員の中から選任された「総代」の方々により運営されています。また、当組合では「総代会」に限定することなく、日常の営業活動を通じてお寄せいただく組合員の皆様のさまざまな声を、経営施策に反映させていくよう努めています。

総代の選任や総代会の運営方法等についての基本的事項は「中小企業等協同組合法」に、細則については当組合の「定款」および「総代会規程」に定められています。

2. 総代とその選任方法

(1) 総代の資格

- ・当組合の組合員であることが前提であり、組合員の中から組合員によって選挙されます。
- ・組合員たる資格を喪失した場合は、当然に総代の資格を失います。

(2) 総代の定数

- ・総代の定数は、100人以上110人以内です。
- ・任期は3年です。

(3) 総代の選任方法

- ・総代は、組合の最高意思の決定に参加する重要な役割を担っています。

- ・総代は、定款並びに規程の定めに従い、「組合員のうちから公平に選挙」により選任されます。
- ・総代に立候補する場合は、理事長の定める選挙期日の7日前までに立候補もしくは推薦する旨を理事長に届け出ます。
- ・届け出のあった総代候補者がその選挙区毎における総代の定数を超えないときは、その総代候補者をもって当選者となります。
- ・総代候補者の届出数とその選挙区において選挙すべき総代数に不足する時は、届け出た候補者をもってその選挙区の当選者と定め、不足数は遅滞なく補充選挙を行います。

(4) 総代会の決議議事事項等

第64期通常総代会（平成28年6月17日開催）において、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認可決されました。

- ①報告事項 第64期事業報告の件
- ②決議事項
 - 第1号議案 第64期貸借対照表、損益計算書承認に関する件
 - 第2号議案 第64期剰余金処分案承認に関する件
 - 第3号議案 第65期事業計画及び収支予算案承認に関する件
 - 第4号議案 役員選挙規約の制定承認に関する件
 - 第5号議案 組合員の除名承認に関する件
 - 第6号議案 役員報酬の年限度額承認に関する件

(5) 組合員のご意見を経営に反映させる仕組みについて

総代会においては、当組合の決算内容等につき詳細にご説明させていただくとともに、組合員様からのご意見は、積極的に拝聴させていただくよう努めております。また日頃から役職員が組合員様をご訪問させていただく際にも積極的にご意見をおうかがいしております。

お客様、利用者様からの苦情等につきましては、本部にて定期的にとりまとめ、原因分析、改善対応策につき十分に検討し、改善に努めております。

店別総代の氏名

敬称略（順不同）（平成28年6月17日現在）

本店 地域 41名	立岡 幸夫⑧	金子 幸一⑤	平野 守助⑪	平井 光吉④	平柳 清治⑧	石川純之助④	澤部 静夫①	木村 暢男⑬	田中 茂④	浦野 光生③
	濱野 藤男①	岡本 郁雄⑧	山村 栄一⑨	横井 実雄③	佐藤 幸一④	古飯塚 一③	稲垣 敬一⑤	滝澤 芳子⑥	萩島 直光③	上野 英男③
	菅家 安智②	平野 普治⑩	小堺 亮①	酒卷 平吉⑤	伊東 和夫⑥	森 八一⑧	浜田 航一④	芦埜 茂②	大井 政弘⑩	江原森太郎④
	青木 勉③	江島 和一⑥	菅原 延宏⑧	鈴木 博久⑨	関根 辰昭⑩	国分 詔八⑤	内田 泰之④	池田 恵治⑥	畠山 健二②	松岡 豊彦⑬
	大政徹太郎⑧									
寺島 地域 20名	岡本 新吉②	和方 勇⑩	杉本 浩志②	網倉 守弘⑩	戸辺昭三郎⑥	大谷内市五郎⑧	安部太利次⑩	小田木昭雄⑤	太田 久治⑬	小椋 義美⑨
	熊木 清⑪	小川 徹⑬	小林 直平⑥	吉羽 明彦①	中村 豊①	木村 茂⑧	小田 貴弘①	大川 英雄⑪	小野九次郎④	笹本 和義②
葛飾 地域 22名	今吉 陽子④	近藤ミヤ子⑤	大内 浩⑦	上野 登⑬	熊田 孝行②	木村 謙二②	山口 敏子④	大島真三郎④	内藤 正照⑥	有賀 直利⑪
	高嶋 義明⑧	山本 忠男⑧	小林 憲弘①	矢野 一彦③	高野 広一③	鈴木 保夫③	伊藤 朋弘②	村上 勉⑩	服部 俊和⑩	小島八重子③
	相吉 武④	久田 精作⑩								
本所 地域 25名	木幡 秀和⑧	丸山 義三⑪	久保田 茂⑥	小堺 正治⑬	小林 昭卯⑤	新井 賢二②	佐藤 昌見⑧	茶木 義美①	浅見 勝彦①	高柳 京子⑧
	鈴木 育夫④	宮野 武雄⑥	天笠 英男⑥	高島 裕義⑪	長澤 静男⑩	菅沼 幸治⑧	根本 雅博④	大塚 修⑤	八角 多彦⑧	酒川 武男③
	横山 宗之②	伊藤九美子④	桑原 増男⑦	本間 隆司⑥	片山 孝一③					

総数108名

（注）氏名の後ろに就任回数を記載しております。

* 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

経営改善支援等の取組み実績

対象期間（平成27年4月から28年3月）

27年度におきましても、お客様とのコミュニケーションを密にして、中小企業・個人事業者様への追加融資や再度の条件変更、条件変更の維持などに努めました。一方当組合からの資金面以外の具体的な経営アドバイス、ビジネスマッチング支援、外部専門機関との連携による経営改善支援は、限られた先にとどまります。

下記の経営改善支援取組み先につきましては、経営改善計画等策定支援や資金繰り支援、財務合理化支援、売上増加支援を行いました。

（単位：先数、%）

期 初 債 務 者 数 A	うち経営改善支援 取組み先 α	α のうち期末に債 務者区分がランク アップした先数 β	α のうち期末に債 務者区分が変化し なかつた先 γ	α のうち再生計画 を策定した先数 δ	経営改善支援取 組み率 = α/A	ランクアップ率 = β/α	再生計画策定率 = δ/α
359	22	1	21	5	6.1%	4.5%	23%

- (注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。
 2. 期初債務者数は平成27年4月初の債務者数です。
 3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
 4. 「 α （アルファ）」のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β （ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含まれますが β には含んでおりません。
 5. 「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかつた先 γ （ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかつた先です。
 6. 「 α のうち再生計画を策定した先数 δ （デルタ）」は、 α のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
 7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

1. 当組合の役職員は、金融円滑化管理方針の趣旨に則り、適切なリスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を発揮していくことにより、当組合の信頼の維持、業務の健全性及び適切性の確保に努めてまいります。（金融円滑化規程）
2. 中長期的な視点に立ち、コンサルティング機能の発揮によるお取引先中小企業・個人事業者様の経営改善・事業拡大支援等の取組みを、組織的・継続的に推進し、それらを通じて顧客基盤の維持・拡大、収益力・財務の健全性の向上につなげてまいります。（経営改善支援規程）

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当組合は、お取引先中小企業・個人事業者様の経営改善を図るため、本部・営業店一体となって組織的な対応に努めております。当組合における専門的人材やノウハウの不足を補うため、また中長期的な人材育成のため、外部専門家、外部機関、また他の金融機関等と連携しております。連携先としましては、東京都信用組合協会、東京商工会議所、中小企業診断士協会、税理士、経営コンサルタント、日本政策金融公庫、国・東京都・区行政等です。

中小企業の経営支援に関する取組み状況

- ① お取引先中小企業・個人事業者様からの貸出条件変更申出には、積極的に対応いたしました。その上ですでにある当組合「経営改善支援規程」に従い、貸出条件変更先に対する経営改善計画の策定支援など、必要な経営支援を行いました。
- ② 地域密着型金融の取組み（事業ライフサイクルに応じたコンサルティング機能の発揮、地域・利用者に対する積極的な情報発信等）を推進しました。27年度の経営改善支援としましては、5先について、延べ20回外部専門家との連携で支援を行いました。
- ③ 中小企業診断士がお客様企業へ訪問する「経営相談会」を毎月1回定期的に実施しました。
- ④ お客様からのご要望を受け、中小企業診断士グループによる総合診断、報告会、継続的な改善支援を1件実施しました。（27年10月～12月）
- ⑤ お役に立つ「経営者セミナー」（テーマ「経営者の知って得する事業承継の考え方、すすめ方」）を開催しました。（27年11月）
- ⑥ お客様からの法務相談には、全信中協「顧問弁護士制度」及び都信協「法務・財務・税務相談窓口」ほかを活用しました。

●創業・新規事業開拓の支援

創業・新規事業開拓資金につきましては、東京信用保証協会付の制度融資、東京都「女性・若者・シニア創業サポート制度」による融資、また案件に応じて個別対応をさせていただいております。また東京商工会議所墨田支部と連携して墨田区「創業支援ネットワーク」に参画し、墨田区内の創業支援機関と情報交換、連携をしております。27年度「女性・若者・シニア創業サポート制度」による創業融資実績は5件17百万円です。28年3月には創業者または今後創業をお考えの方を対象にして「創業セミナー」（1日コース）を開催しました。

●成長段階における支援

お取引先中小企業・個人事業者様には、毎年、売上増加を実現されている先もいらっしゃいます。こうしたお客様様の事業ライフサイクルにあわせて、金融面でのご支援やお役にたつ情報提供に努めております。27年度の成長段階にある企業への金融支援としましては、増加運転資金、工場新設備資金ニーズに対応しました。また公的補助金申請のお手伝いを2件させていただきました。

●経営改善・事業再生・業種転換等の支援

店長、得意先係等は、お客様訪問等を通じて、お客様の状況（資産・負債、金融機関取引）やお悩みごと、これらからのご希望・ご計画などをうかがっております。その上で、当組合としては金融円滑化などの金融支援、または外部専門家との連携で経営改善支援（経営改善計画策定支援、資金繰り支援、財務合理化支援、売上増加支援）、事業再生、業種転換等のご支援をさせていただいております。27年度の経営改善支援としましては、5先について、延べ20回外部専門家との連携で支援を行いました。

地域の活性化に関する取組み状況

当組合は、墨田区・葛飾区に営業店を構え、これまで一貫して、地域に根ざして営業させていただいております。地域の活性化のため、東京都や区の制度融資につきましては、小口多数のご利用をいただいております。

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ごあいさつ	2
【概況・組織】	
1. 事業方針	3
2. 事業の組織*	2
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)*	6
4. 会計監査人の氏名又は名称*	該当なし
5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	2
6. 自動機器設置状況	2
7. 地区一覧	2
8. 組合員の推移	9
9. 子会社の状況	19
【主要事業内容】	
10. 主要な事業の内容*	9
【業務に関する事項】	
11. 事業の概況*	3
12. 経常収益*	9
13. 業務純益	15
14. 経常利益(損失)*	9
15. 当期純利益(損失)*	9
16. 出資総額、出資総口数*	9
17. 純資産額*	9
18. 総資産額*	9
19. 預金積金残高*	9
20. 貸出金残高*	9
21. 有価証券残高*	9
22. 単体自己資本比率*	9
23. 出資配当金*	9
24. 職員数*	9
【主要業務に関する指標】	
25. 業務粗利益及び業務粗利益率*	15
26. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支*	15
27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘*	16
28. 受取利息、支払利息の増減*	16
29. 役務取引の状況	16
30. その他業務収益の内訳	16
31. 経費の内訳	16
32. 総資産経常利益率*	16
33. 総資産当期純利益率*	16
【預金に関する指標】	
34. 預金種目別平均残高*	16
35. 預金者別預金残高	16
36. 財形貯蓄残高	16
37. 職員1人当り預金残高	9
38. 1店舗当り預金残高	9
39. 定期預金種類別残高*	16
【貸出金等に関する指標】	
40. 貸出金種類別平均残高*	17
41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*	17
42. 貸出金利区分別残高*	17
43. 貸出金用途別残高*	17
44. 貸出金業種別残高・構成比*	17
45. 預貸率(期末・期中平均)*	17
46. 消費者ローン・住宅ローン残高	17
47. 代理貸付残高の内訳	19
48. 職員1人当り貸出金残高	9
49. 1店舗当り貸出金残高	9

【有価証券に関する指標】

50. 商品有価証券の種類別平均残高*	取扱いなし
51. 有価証券種類別平均残高*	17
52. 有価証券種類別残存期間別残高*	17
53. 預証率(期末・期中平均)*	17
54. 有価証券の時価情報	18
満期保有目的の債券	
その他有価証券	
時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額	

【経営管理体制に関する事項】

55. リスク管理体制・法令等遵守体制*	6
56. リスク管理体制*	20.21
資料編	22.23.24
57. 苦情処理措置*	5

【財産の状況】

58. 貸借対照表、損益計算書、 剰余金処分(損失金処理)計算書*	12.13.14.15
59. リスク管理債権及び同債権に対する保全額*	10
(1)破綻先債権	
(2)延滞債権	
(3)3か月以上延滞債権	
(4)貸出条件緩和債権	
60. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額*	10
61. 自己資本充実の状況(自己資本比率明細)*	8
62. 有価証券、金銭の信託等の評価*	17
63. 外貨建資産残高	19
64. オフバランス取引の状況	18
65. 先物取引の時価情報	18
66. オプション取引の時価情報	取扱いなし
67. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*	11
68. 貸出金償却の額*	11
69. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等	11
70. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について**	19
71. 会計監査人による監査*	19

【その他の業務】

72. 内国為替取扱実績	19
73. 外国為替取扱実績	19
74. 公共債窓販実績	19
75. 公共債引受額	19
76. 手数料一覧	24

【その他】

77. トピックス	4
78. 当組合の考え方	3
79. 沿革・歩み	4
80. 継続企業の前提の重要な疑義*	該当なし
81. 総代会について**	25
82. 地域に貢献する信用組合の経営姿勢**	4
83. 融資を通じた地域へのお役立ち**	4
84. 預金を通じた地域へのお役立ち**	5
85. 信用組合の社会的責任**	5
86. 顧客保護等管理方針	7
87. 報酬体系について**	7
88. 中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組み状況*	26



あづま

東信用組合

本	店	東京都墨田区吾妻橋1丁目5番3号	☎03(3622)7151	
寺	島	支店	東京都墨田区東向島6丁目26番9号	☎03(3619)4021
葛	飾	支店	東京都葛飾区お花茶屋1丁目28番8号	☎03(3603)2531
本	所	支店	東京都墨田区緑2丁目14番8号	☎03(3632)7141

URL <http://www.azuma.shinkumi.jp/>

本ディスクロージャー誌に関するご質問お問い合わせ、またお取引にかかる苦情・ご相談窓口は、本部「コンプライアンス統括部」にて承っております。

電話☎ 03-3622-7156